

佐賀県告示第 32 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成 28 年 1 月 29 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 都市計画の種類

- (1) 唐津都市計画道路 3・4・5号 大手口佐志線
- (2) 唐津都市計画道路 3・4・6号 東唐津西唐津線
- (3) 唐津都市計画道路 3・5・12号 大手口和多田線

2 都市計画を定める土地の区域

- (1) 唐津都市計画道路 3・4・5号 大手口佐志線
  - ア 追加する部分 なし
  - イ 削除する部分 唐津市二夕子二丁目地内
- (2) 唐津都市計画道路 3・4・6号 東唐津西唐津線
  - ア 追加する部分 なし
  - イ 削除する部分 唐津市北城内、大名小路及び南城内地内
- (3) 唐津都市計画道路 3・5・12号 大手口和多田線
  - ア 追加する部分 なし
  - イ 削除する部分 唐津市大名小路地内